

○立山町自伐林家等支援補助金交付要綱

令和2年3月25日

告示第35号

改正 令和3年3月31日告示第125号

令和4年6月29日告示第93号

立山町自伐林家等支援補助金交付要綱を次のように定める。

立山町自伐林家等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町自伐林家等支援補助金の交付に関し、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐林家 自己所有(同一生計にある者であって、祖父母、父母等を含む。)の山林において、森林の経営又は管理若しくは施業を自ら行う者をいう。
- (2) 自伐型林業者 山林所有の有無、所有規模等にかかわらず、森林の経営又は管理若しくは施業を自ら行う自立・自営的な林業に従事する者をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、林業の担い手の育成及び確保を図るとともに、町内の森林整備を加速化し、もって森林の持つ多面的機能の維持・発揮に資することを目的として、既に自伐林家又は自伐型林業者(以下「自伐林家等」という。)である者又は新たに自伐林家等になる意欲のある者が行う第4条第2項に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、自伐林家等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に1年以上住所又は所在地を有すること。
  - (2) 町税等を滞納していないこと。
  - (3) 補助事業により導入又はレンタルした機械等を活用し、森林整備を行う予定であること。
- 2 補助の対象となる事業、経費、種目、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。
  - 3 補助金の額は、別表に掲げる事業に要する経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た金額又は別表に掲げる補助限度額のいずれか低い額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - 4 別表に掲げる事業について、補助を受けることができる回数は、1種目につき原則1回とし、申請者1人につき累計1,000千円を上限とする。ただし、林業機械レンタル支援事業については、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、立山町自伐林家等支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) 複数者からの見積書
- (4) 住民票抄本
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が行う補助金の交付申請は、1年度につき1回に限る。

(令4告示93・一部改正)

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定により提出された書類等を審査の上、交付の可否を決定し、立山町自伐林家等支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(概算払)

第7条 町長は、特に必要と認めるときは、当該年度の補助金の交付決定額の10分の3以内において概算払をすることができる。

2 前項による概算払を請求しようとする者は、立山町自伐林家等支援補助金概算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その補助事業を完了したときは、補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、立山町自伐林家等支援補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助事業完了後3年間は、町長の求めに応じて、補助事業により導入又はレンタルした機械等を活用して行った森林整備の実績について、立山町自伐林家等森林整備実績報告書(様式第7号)を提出するものとする。

(額の確定等)

第9条 町長は、前条第1項に掲げる実績報告を受けたときは、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告の内容等を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、立山町自伐林家等支援補助金額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 交付決定者は、前条の規定により額の確定を受けたときは、速やかに町長に対し、請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった日から30日以内に、補助金を支払うものとする。

(取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって、補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(台帳の整備)

第12条 町長は、支援の状況を明確にするため、立山町自伐林家等支援補助金交付台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、なされた行為は、特別な定めがある場合を除き、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年告示第93号)

この告示は、令和4年6月30日から施行する。

別表(第4条関係)

補助の対象			補助率	補助限度額
事業	経費	種目		
林業機械導入支援事業	種目の欄に掲げる機械の導入に要する経費	(1) 刈払機	1 / 2 以内	50千円
		(2) チェーンソー		50千円
		(3) 軽トラック	1 / 3 以内	300千円
		(4) バックホウ		1,000千円
		(5) 薪割機		100千円

		(6) ウインチ		100千円
		(7) 林内作業車		500千円
		(8) クローラダンプ		1,000千円
		(9) 樹木等粉碎機		1,000千円
		(10) クレーン付きトラック	1 / 4 以内	1,000千円
林業機械レンタル支援事業	種目の欄に掲げる機械のレンタルに要する経費	(1) 軽トラック	1 / 2 以内	10千円/月
		(2) バックホウ		50千円/月
		(3) クレーン付きトラック		10千円/月
		(4) 林内作業車		20千円/月
		(5) クローラダンプ		3千円/月
		(6) タワーヤーダ		7千円/月
		(7) フォワーダ		7千円/月
		(8) ハーベスタ		50千円/月
		(9) 樹木等粉碎機		30千円/月
労働安全装備導入支援事業	種目の欄に掲げる装備の導入に要する経費	(1) ヘルメット	1 / 2 以内	(1)～(6)の合計で50千円
		(2) イヤーマフ		
		(3) フェイスガード		
		(4) 防振手袋		
		(5) チェーンソー防護衣		
		(6) 先芯入り滑り止め付き作業靴		

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

立山町長 様

住所又は所在地  
申 請 者 商 号  
(代表者) 氏名

立山町自伐林家等支援補助金交付申請書

年度において、立山町自伐林家等支援補助金の交付を受けたいので、立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定に係る審査に当たり、私の税務資料その他について、貴職が関係機関に調査、照会等を行うことを承諾します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付資料

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 複数者からの見積書
- (4) 住民票抄本
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第8条関係）

事業計画（実績）書

1 申請者の状況

- (1) 所有又は受託（を予定）する山林等
- (2) 経営又は管理若しくは施業を行う（予定の）森林
- (3) 申請者の森林整備に関する現況

2 補助の対象事業（※ 該当する事業及び種目にチェックすること。）

事業	種目	申請（実績）額
□ 林業機械導入 支援事業	□ (1) 刈払機	円
	□ (2) チェーンソー	円
	□ (3) 軽トラック	円
	□ (4) バックホウ	円
	□ (5) 薪割機	円
	□ (6) ウインチ	円
	□ (7) 林内作業車	円
	□ (8) クローラダンプ	円
	□ (9) 樹木等粉碎機	円
	□ (10) クレーン付きトラック	円
小計		円
□ 労働安全装備 導入支援事業	□ (1) ヘルメット	円
	□ (2) イヤーマフ	円
	□ (3) フェイスガード	円
	□ (4) 防振手袋	円
	□ (5) チェーンソー防護衣	円
	□ (6) 先芯入り滑り止め付き作業靴	円
小計		円
合計		円

事業	種目	申請（実績）額
□ 林業機械支援レンタル事業	□ (1) 軽トラック	円
	□ (2) バックホウ	円
	□ (3) クレーン付きトラック	円
	□ (4) 林内作業車	円
	□ (5) クローラダンプ	円
	□ (6) タワーヤーダ	円
	□ (7) フォワーダ	円
	□ (8) ハーベスタ	円
	□ (9) 樹木等粉碎機	円
合計		円

3 森林整備に関する今後の事業展開、目標等

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	備 考
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	備 考
合 計		



様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

立山町長

㊟

立山町自伐林家等支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立山町自伐林家等支援補助金  
については立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記  
のとおり交付（不交付）を決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の交付対象者
- 2 交付決定額 金 円  
(不交付の理由)
- 3 条件等

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

立山町長

様

住所又は所在地

交付決定者 商 号

(代表者) 氏名

立山町自伐林家等支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった立山町自伐林家等支援補助金について、概算払を受けたいので、立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払を受けようとする理由

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

(単位：円)

事業	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求 額③	残高 ④=①-(② +③)	事業完了 予定年月日
林業機械導入支援事業					
林業機械レンタル支援事業					
労働安全装備導入支援事業					

4 振込先口座

金融機関名	支店等名	種 別	口座番号 (左詰め)	口座名義人 (カナ)
		普・当		(カナ) 漢 字 等

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

住所又は所在地  
交付決定者 商 号  
(代表者) 氏名

立山町長 様

立山町自伐林家等支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった立山町自伐林家等支援補助金について、実施したので、立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 実績額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付資料
  - (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
  - (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
  - (3) 領収書の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

立山町長 様

住所又は所在地  
交付決定者 商 号  
(代表者) 氏名

立山町自伐林家等森林整備実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった立山町自伐林家等支援補助金により導入した機械等を活用し、森林を整備しましたので、立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 森林整備を行った期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 整備した山林（森林）の所在地
- 3 添付資料
  - (1) 整備前、整備中及び整備後の現況写真
  - (2) 整備した山林（森林）の位置図
  - (3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

立山町長 ㊟

立山町自伐林家等支援補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した立山町自伐林家等  
支援補助金については、立山町自伐林家等支援補助金交付要綱第9条の規定  
により、金額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 確定額 金 円

様式第9号 (第12条関係)

立山町自伐林家等支援補助金交付台帳

通し番号		交付決定者	住 所	
			氏 名	

交付決定		林業機械導入支援事業		労働安全装備導入支援事業		林業機械レンタル支援事業	
年 度	日 付	種 目	金 額	種 目	金 額	種 目	金 額
		小計①		小計②		合 計	
		合 計 (①+②)					

(注意) 交付決定者ごとに本台帳を整備・保管すること。

様式第1号(第5条関係)

(令3告示125・令4告示93・一部改正)

様式第2号(第5条、第8条関係)

様式第3号(第5条、第8条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

(令3告示125・一部改正)

様式第6号(第8条関係)

(令3告示125・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

(令3告示125・一部改正)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第12条関係)